平成２８年（フ）第８号
福島県南相馬市鹿島区岡和田字沢田92番地
債務者　平ノ内あゆみ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第４６号
山梨県富士吉田市新倉1473番地の５
債務者　佐野良太郎
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
長野県安曇野市堀金烏川5099番地８
債務者　小澤よし子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４１号
長野県安曇野市豊科374番地２
債務者　鳥羽千惠子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２９号
静岡県富士市中丸831番地
債務者　赤坂由香理（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０４６号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　112号棟403号室
債務者　菊澤　直人
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２号
滋賀県草津市西渋川１丁目２番41号プログレス北川106号
債務者　柏原　　司
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８号
大津市坂本７丁目28番３号グランドコーポ坂本305号、住民票上の住所大津市唐崎１丁目24番10号唐崎シャトーハイツ105
債務者　エクセルジャパンこと吉田浩見こと
吉田　洋美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８２号
滋賀県高島市安曇川町青柳467番地５、前住所滋賀県高島市安曇川町青柳1136番地　青柳荘１－４
債務者　山方　尭伸
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１０号
滋賀県湖南市石部東１丁目３番６－601号
債務者　折谷　久美（旧姓大内・浪花）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
京都府南丹市園部町小山西町五合山20番地19
債務者　南　　均
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
広島市安佐南区八木９丁目28番22－203号
債務者　島田　絹子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２７号
広島市安佐南区東野１丁目12番７－203号
債務者　桑田　　勉
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
愛媛県新居浜市西原町２丁目２番184号
債務者　越智　一樹
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県八女市立野531番地12
債務者　田中　久美（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県八女市立花町下辺春1283番地２
債務者　松延　滋三
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県田川市大字川宮891番地２、前住所福岡県田川市大字弓削田1767番地
債務者　立木　　充
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市上福元町3621番地（コーポ建山201号）
債務者　川﨑　圭太
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係